

香川労働局発表  
平成28年8月29日

担当 香川労働局雇用環境・均等室  
雇用環境改善・均等推進監理官 酒井 浩三  
雇用環境改善・均等推進指導官 大河内 寿美  
【電話】 087-811-8924  
HP : <http://kagawa-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

## いわゆるマタハラ防止措置が義務化！

### — 男女雇用機会均等法、育児・介護休業法の改正について —

妊娠、出産、育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるよう、育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法が改正され、平成29年1月1日から全面施行されます。

香川労働局（局長：辻 知之）は、改正法に基づき新たに義務付けられるいわゆるマタハラ防止措置等についての理解を深めるため、厚生労働省が主唱する「全国マタハラ未然防止対策キャラバン」として以下について取り組みます。

#### 1 改正育児・介護休業法等説明会の開催

|                  | 日時  | 会場                                    |
|------------------|---|---------------------------------------|
| 高松会場A<br>(午前の部)  | 平成28年10月19日(水) 10:00~12:00                              | サンポートホール高松<br>第2小ホール                  |
| 高松会場A<br>(午後の部)  | 平成28年10月19日(水) 13:30~16:00                              | サンポートホール高松<br>第2小ホール                  |
| <del>高松会場B</del> | <del>平成28年10月28日(金)・11月2日(水)<br/>両日とも 13:30~14:30</del> | <del>高松サンポート合同庁舎<br/>7階 702 会議室</del> |
| <del>丸電会場</del>  | <del>平成28年11月9日(水) 13:30~16:00<br/>※ 定員に達しました</del>     | <del>ハローワーク丸亀<br/>会議室</del>           |

(詳細については資料No.1)

#### 2 規定整備等個別相談会の開催

日時：~~平成28年10月28日(金)・11月2日(水) 両日とも 14:30~16:00~~

会場：高松サンポート合同庁舎7階 701 会議室

(詳細については資料No.1)

#### 3 いわゆるマタハラ対応特別相談窓口の設置

(平成28年9月1日~平成28年12月28日)

いわゆるマタハラ防止措置の義務化を目前に控えた上記期間において、集中的に事業主、労働者等からのいわゆるマタハラに関するご相談を受け付けます。(資料No.2)

(添付資料)

- 1 改正育児・介護休業法等説明会のご案内
- 2 ハラスメント対応特別相談窓口
- 3 育児・介護休業法が変わります！
- 4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止措置等の内容について